

令和3年度 坂本風流おどり保存会総会



令和3年6月24日（木）

総 会 次 第

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 議長選出

4 議 題

議第1号 令和2年度事業報告について

議第2号 令和2年度決算報告について

令和2年度会計監査報告について

議第3号 役員を選任につき同意を求めることについて

議第4号 令和3年度事業計画（案）について

議第5号 令和3年度予算（案）について

5 その他

令和3年度協力会費の納入について

納 期 令和3年8月6日（金）

納入場所 東美濃農協 坂本支店

会 費 一世帯当たり 100円

6 閉会のことば

議第1号

令和2年度事業報告について

5月14日	第1回役員会	(坂本事務所)
6月9日	坂本風流おどり保存会第1回幹部会	(坂本事務所)
6月25日	坂本風流おどり保存会総会	(坂本事務所)
7月11日	坂本風流おどり保存会第2回幹部会	(坂本事務所)
7月15日	花柳寿楽さん手踊り指導(第1回)	(中津川商工会議所)
7月19日	風流おどり代表者会議(連合会)	(中津川商工会議所)
8月5日	風流おどり連合会総会	(中津川商工会議所)
10月25日	坂本風流おどり保存会第3回幹部会	(坂本事務所)
11月15日	卒団式	(坂本事務所)
11月17日	花柳寿楽さん手踊り指導(第2回)	(中津川商工会議所)
3月5日	坂本風流おどり保存会第4回幹部会	(坂本事務所)

議第2号

令和2年度決算報告について

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

一般会計

(単位：円)

収入の部				
科目	予算額	決算額	差引額	摘要
繰越金	449,489	449,489	0	前年度繰越金
協力金	300,000	313,200	13,200	坂本地区各戸協力金 (3,132世帯×100円)
補助金	0	0	0	おいでん祭出演補助金
雑収入	511	7	△ 504	利息等
合計	750,000	762,696	12,696	

支出の部				
科目	予算額	決算額	差引額	摘要
厚生費	100,000	18,630	△ 81,370	図書カード・卒団式の飲み物代など
会議費	20,000	0	△ 20,000	
交通費	10,000	0	△ 10,000	
消耗品費	10,000	1,106	△ 8,894	圧縮袋・ファイル代
役務費	10,000	0	△ 10,000	
事務通信費	20,000	0	△ 20,000	
備品購入費	370,000	59,400	△ 310,600	背板座布団
備品基金積立金	200,000	200,000	0	備品基金会計へ
予備費	10,000	0	△ 10,000	
合計	750,000	279,136	△ 470,864	

収入総額 762,696 支出総額 279,136 次年度繰越金 483,560
 762,696 - 279,136 = 483,560

備品基金会計

(単位：円)

収入の部				
科目	予算額	決算額	差引額	摘要
繰越金	1,614,003	1,614,003	0	前年度繰越金
積立金	200,000	200,000	0	一般会計より
雑収入	0	13	13	利息等
合計	1,814,003	1,814,016	13	

支出の部				
科目	予算額	決算額	差引額	摘要
備品購入費	230,000	0	△ 230,000	
予備費	1,584,300	0	△ 1,584,300	
合計	1,814,300	0	△ 1,814,300	

収入総額 1,814,016 支出総額 0 次年度繰越金 1,814,016
 1,814,016 - 0 = 1,814,016

令和2年度会計監査報告

令和2年度坂本風流おどり保存会の決算に係る諸帳簿並びに証拠書類を監査した結果、いずれも適確であることを認めます。

令和3年 5月24日

坂本風流おどり保存会

監事 加藤 正和 (印)

監事 岡野 幸浩 (印)

※プライバシー保護の観点から署名・押印のないものを印刷しております。

※押印のある原本は、事務局にて保管しております。

議第3号

役員を選任につき同意を求めることについて

規約第10条の規定により次のとおり役員を選任したいので総会の同意を求める。

令和3年度 坂本風流おどり保存会役員名簿（案）

役 職	氏 名	備 考
会 長	櫻井 鐵久	
副 会 長	山田 正義	
副 会 長	太田 淑美	
副 会 長	櫻井 恵美	
事務兼会計	近藤 香織	
理 事	千村 重彦	坂本公民館長
理 事	鈴木 良次	区長会選出
理 事	田口 雅徳	坂本中学校長
監 事	加藤 正和	区長会選出
監 事	岡野 <small>ゆきはる</small> 幸治	区長会選出
相 談 役	柴 雅明	

議第4号

令和3年度事業計画(案)について

事業計画方針

坂本風流おどり保存会は、坂本地区区長会からの依頼を受け、昭和62年から始まった中津川夏まつり「おいでん祭」の風流おどりに当初から玉穂連と舞古連が出演し、その後、後継者育成のため坂本子ども連、更に坂本中学連が加わり、平成21年までは合計4連、総勢約150人が坂本地区を代表しておいでん祭に出演してきました。

しかしながら、生活様式の多様化が進む中で、子ども連へ加入する子どもが減少し、平成22年からは子ども連を組織することができてなくなっています。

また、舞古連も鳴り物演者が高齢化してきており、このままでは、連の存続が危ぶまれる状況となってきました。

このような中ですが、30余年に渡り中津川夏まつり「おいでん祭」に根付いた伝統芸能としての風流おどりの保存継承に地域のみなさんのご支援をいただきながら、努力していきたいと考えています。

今年度の事業計画としては、新型コロナウイルス感染症拡散防止のため、昨年同様、中津川夏まつり「おいでんさい」が中止となりましたが、来年の演奏に向けて、練習に重点を置き後継者の育成を行いたいと考えています。

- ・ 風流おどり練習 4月から11月の期間 (坂本公民館)
- ・ 備品の整備 太鼓用ロープ購入

議第5号

令和3年度予算(案)について

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

一般会計

(単位：円)

収入の部				
科目	本年度予算	前年度予算	増減額	摘要
繰越金	483,560	449,489	34,071	前年度繰越金
協力金	300,000	300,000	0	坂本地区各戸協力金(3,000世帯×100円)
補助金	0	0	0	おいでん祭出演補助金(3連×192,000円)
雑収入	440	511	△71	利息等
合計	784,000	750,000	34,000	

支出の部				
科目	本年度予算	前年度予算	増減額	摘要
厚生費	100,000	100,000	0	練習等の飲み物代等
会議費	20,000	20,000	0	役員会等
交通費	10,000	10,000	0	車輛借上げ代
消耗品費	10,000	10,000	0	文房具等
役務費	10,000	10,000	0	クリーニング代等
事務通信費	20,000	20,000	0	資料印刷代、ハガキ代等
備品購入費	156,000	370,000	△214,000	太鼓用ロープ等
備品基金積立金	400,000	200,000	200,000	備品基金会計へ
予備費	58,000	10,000	48,000	
合計	784,000	750,000	34,000	

備品基金会計

(単位：円)

収入の部				
科目	本年度予算	前年度予算	増減額	摘要
繰越金	1,814,016	1,614,003	200,013	前年度繰越金
積立金	400,000	200,000	200,000	一般会計より
雑収入	13	0	13	利息等
合計	2,214,029	1,814,003	400,026	

支出の部				
科目	本年度予算	前年度予算	増減額	摘要
備品購入費	0	230,000	△230,000	
予備費	2,214,029	1,584,003	630,026	
合計	2,214,029	1,814,003	400,026	

※会計間、項目間の流用を認める。

坂本風流おどり保存会規約

平成2年7月1日制定

(名称)

第1条 この会は、坂本風流おどり保存会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を、中津川市坂本公民館に置く。

(目的)

第3条 本会は、風流おどりを通して、中津川市の芸能文化継承と坂本区民の親睦、融和を図ることを目的とする。

(組織)

第4条 本会は、坂本区長会の要請により、坂本玉穂連、坂本舞古連、坂本子供連及び坂本中学連の四連にて組織し、通常32名にて一連を構成する。加えてスタッフ若干名を置く。

(活動)

第5条 第3条の目的を達成するために、次の事業を遂行する。

- 1 中津川市の文化芸能活動を広く高揚するため、市の夏祭りに参加することを主目的とするほか、他府県の都市、団体等の招聘に応じて出演する。
- 2 技術の向上、同士の勧誘のため、求めに応じて坂本地区内行事に出演する。

(機関)

第6条 本会に、次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 幹部会

(総会)

第7条 総会は本会の最高議決機関であって、区長をもって構成し、毎年1回以上会長が招集し、次の事項を議決する。

- 1 事業計画及び予算
- 2 事業報告及び決算
- 3 規約の改正

(幹部会)

第8条 幹部会は、役員、各連の代表者及び連隊長で構成し、会長が招集して、会の運営をつかさどる。

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 事務兼会計 1名
- 4 理事 3名

(役員、監事の選出)

第10条 会長、副会長、事務兼会計は総会において選出し、理事3名、監事2名のうち、理事1名及び監事2名は区長会において選出して充当し、理事の1名は坂本公民館長とする。

(役員、監事の任期)

第11条 役員及び監事の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、理事、監事はその職の在任期間とする。また、役員に欠員が生じた場合は補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(相談役、世話役)

第12条 会長は必要に応じて本会に次の役職を置き、会の運営に必要な助言を受けられることができる。

- 1 相談役 若干名
- 2 世話役 若干名

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(経費)

第14条 本会の経費は、協力費その他をもって充てる。

(規約改正)

第15条 この規約は総会において、出席者の過半数の同意を得て改正することができる。

附 則

この規約は、平成 2年 7月 1日から施行する。

この規約は、平成11年 7月 1日から施行する。

この規約は、平成20年 7月 1日から施行する。

この規約は、平成22年 6月22日から施行する。

この規約は、平成23年 6月24日から施行する。

この規約は、平成25年 6月25日から施行する。

この規約は、平成26年 6月26日から施行する。